

処 分 基 準

平成12年4月12日作成

法 令 名：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項：第9条
処 分 の 概 要：指定法人の指定の取消し
原 権 者（委 任 先）：熊本県公安委員会
法 令 の 定 め： 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2号（指定の基準）、第7条（是正又は改善の勧告）
処 分 基 準 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合、又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。
問 合 せ 先：熊本県警察本部生活安全企画課（電話番号：096-381-0110）
備 考：